

12 岡山市のし尿収集・運搬体制と合理化事業

○ 一般廃棄物の処理体系

《法律上の定義》

「市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じない内に収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない。」

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃掃法」という。)第6条の2)

一般廃棄物である、し尿(浄化槽汚泥を含む)の適正処理は市町村の責務であり、自治事務となっている。

○ し尿の収集・運搬体制

1 廃棄物処理法が定める3つの体制

区 分	直 営	委 託	許 可
実施主体	市 町 村	市 町 村	業 者
収集・運搬方法	市 町 村	委 託	許 可
収集・運搬費用	市 町 村	委 託 料	手 数 料
収集料金(手数料)	市町村の歳入	市町村の歳入	業者の収入

2 委託と許可の違い

どちらも、市町村による収集・運搬が困難な場合に限られる。(廃掃法第7条第5項第1号)

(1) 委託方式

あくまで市町村が実施主体となる方式

- ① 収集・運搬の方法については委託契約の中で市町村が定める条件に従わなければならない。
- ② 市民から徴収する収集料金(手数料)はそのまま市町村の歳入にしなければならない。
- ③ 収集・運搬にかかる費用については、市町村が委託料として業者に支払う。

(2) 許可方式

市町村内の一般廃棄物を適正に処理するため必要な条件を付したり、許可業者数や収集車両台数を適正規模に設定して、業者の主体的な企業活動に収集・運搬を委ねる方式

- ① 収集・運搬の方法については大枠の事項を許可条件として定めるにとどまる。
- ② 市民から徴収する手数料は業者の収入となる。
- ③ 収集・運搬にかかる費用はその手数料収入により賄い、市町村は収集費用を支払わない。

3 許可方式を採用できる場合

市町村の収集・運搬体制が十分でない場合にこれを補完する形で、業者の経営努力により清掃事業が実施されてきたという歴史的な経緯を踏まえて、許可方式が採られたり、事業活動に伴い大量の一般廃棄物が排出された場合等に許可方式が採られている。

○ 岡山市のし尿収集・運搬体制

(平成29年度実績)

区 分	直 営	委 託	許 可
収集割合	7.4%		92.6%

岡山市のし尿収集・運搬体制は、昭和29年に清掃法(廃掃法(昭和45年制定)の前身)が制定されたのに伴い、事実上事業を実施していた業者に許可を与え、直営を補完させることとなった。

その後、昭和44年から50年、平成17年から19年にかけて周辺市町村の合併、業界の再編や業者の集約化により8業者となっている。

岡山市のし尿収集・運搬体制は、許可業者体制を中心として成り立っているが、これは、歴史的経緯に因るものであると同時に、直営を中心とする方式に比較して、市のし尿収集・運搬コストが格段に低く(直営部分の負担のみ)、効率的な収集・運搬体制といえる。

○ 合理化事業

1 合特法制定

下水道整備が全国的規模で進展し、これに伴い、し尿処理業者は事業の転換、廃止等を余儀なくされる事態が生じてきた。しかし、運搬車等の設備及び器材を他に転用することは極めて困難であり、このため事業そのものの転換、廃止等も容易ではなく、また、これらの業者の自主的経営判断により自由に転廃業がなされると市町村のし尿処理体制に支障が生じることとなる。

そこで、し尿業者の転廃業を円滑かつ計画的に進めて、業者の業務の安定を図るとともに、し尿の適正な処理を確保することを目的に、昭和50年5月に議員立法として「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」(合特法)が制定された。

2 合理化事業が必要な市町村

許可業者と委託業者による収集・運搬体制の市町村

直営で収集・運搬を実施している市町村の場合は、合理化事業は不要。(合特法第2条)

許可・委託を問わず、民間業者によるし尿収集・運搬体制を採用している市町村においては、業者を支援することによりし尿収集・運搬体制を確保して、適正なし尿処理を実施することが望まれる。

3 岡山市の場合

昭和38年1月に公共下水道旭西処理区域が供用開始されて以来、市内中心部を受け持つ許可業者と直営は、著しい影響を受けてきた。

その際、業者の営業権を市が買い取って、残りは直営で収集・運搬することも想定されたが、下水道普及率が低く直営で残り全てを収集するのは困難であったこと、許可業者方式は効率的で経済的なし尿収集・運搬体制であることなどを考慮して、許可業者方式を中心とするし尿収集体制を維持することとして、そのために合理化事業を実施してきた。

合特法が定める合理化事業と岡山市が実施してきた合理化事業

○ 合特法が定める合理化事業

一般廃棄物処理業等が下水道の普及により受ける著しい影響を緩和し、併せて経営の近代化及び規模の適正化を図るための事業で、合理化事業計画を策定した上で実施(合特法第3条第1項、第5条)

合理化事業の内容が法律上明確ではなかったこと、合理化事業計画の策定内容も確定し難かったことなどから、全国の市町村でも合特法に基づく合理化事業計画の事例は非常に少なく、各市町村が試行錯誤しながら「合特法の趣旨に則った」合理化事業を実施してきたのが実情であり、岡山市も同様である。このような状況を受けて、厚生省は平成6年3月29日付で合理化事業計画策定要領を示した。

1 代替業務の提供と転廃交付金の交付

平成6年3月29日付厚生省通知の中で、合理化事業の内容として例示

- (1) 事業転換のための援助(代替業務の業務委託)
- (2) 転廃交付金等の交付(資金上の措置)
- (3) 職業訓練の実施、就職のあっせん
- (4) その他自治体独自の対策

し尿収集・運搬業務に代わる業務を委託し、あるいは金銭を交付して、業者の転廃業を円滑に進め、し尿の収集・運搬体制を適正規模に縮小していくことを目指す事業が、合理化事業である。

2 合理化事業計画の策定

平成6年3月29日付の厚生省通知の中で、合理化事業計画の参考例が示されている。その策定手順を示すと次のようになる。

- (1) 計画初年度のし尿収集量と、この収集に要する各社の収集車両台数を出発点として設定する。
- (2) 各社の受け持ち区域内の下水道整備の見通しをたて、計画実施期間で各社の受持ち区域内のし尿収集量がどの程度変化していくかを予測する。
- (3) その予測に照らして、各社ごとに、計画実施期間内に不要となる(減車しなければならない)収集車両台数を設定する。
- (4) その減車台数分相当の業務体制(車両や人員)を転廃業させるのに必要な合理化事業内容(代替業務あるいは金銭)を定める。

○ 計画策定以前に旧岡山市で実施してきた合理化事業

1 岡山市の合理化事業関係の主な沿革

年 月	内 容
S38.1	下水道旭西処理区供用開始
S50.5	合特法制定、施行
S51.6	合特法の趣旨に則って平成10年まで、下水管きよ清掃業務を委託開始
S54～H10	岡山市環境整備協会に対し代替業務提供開始
S55.7	最後の区域調整、9社50台体制
S61.9	岡山市し尿処理業合理化対策会議設置

H2.3	助役と岡山市環境整備協会との合意文により、50台から減車補償目的の代替業務を提供
H4.3	下水道岡東処理区供用開始
H11.4	4台の暫定減車
H15.3	包括外部監査にて合特法関係の指摘を受ける
H15.7	専門委員会設置

2 「合特法の趣旨に則った」合理化事業

収集量の減少の影響を受けている4業者に対して、当初業務補てんのための代替業務を提供。昭和60年の合特法改正で金銭措置が盛り込まれた以降、減車補償目的の代替業務と位置づけて提供。区域調整の清算(区域を分譲することになった業者に対する手当支給など)の原資に当てるため、岡山市環境整備協会に対して業務提供を実施。昭和55年7月の区域調整を最後に、各社の足並みがそろわず、以後、区域調整が実施されず、4業者に振り替えて提供することとなる。

この間、前記の合理化事業計画策定手順に沿った策定作業を進める上で、必要なデータ等基礎的諸条件が十分に整わず、合理化事業計画を策定できないまま、協会を交渉窓口として、適宜、双方合意の上、代替業務を委託してきた。

3 金銭の交付ではなく代替業務の提供

金銭の交付の方法も協議されたが、協会の強い要望や市の財政事情に鑑みて、従前通り「代替業務の提供」で対応することとする旨の合意書(平成2年3月17日)が締結され、その後の協定書でもこの方針は確認されてきている。

4 金銭交付方式と代替業務の提供方式

(1) 金銭交付方式

収集車両1台分の業務の転廃業を図るため、1台あたりで金銭交付。

(2) 代替業務の提供方式

1台分の業務の転廃業を図るため、1台あたりどの程度の業務を委託すればよいのかを確定する。

具体的には1台分の業務転換を図るのに必要な金額を確定し、その金額相当の利益を得られるだけの業務を委託し、利益と同額の現金を交付したものと同様であるとみなし、業務転換されたものとしている。

○ 合理化専門委員会

1 平成15年岡山市一般廃棄物処理業等合理化専門委員会の設置

平成15年3月28日、包括外部監査の結果報告書が提出され、岡山市のし尿処理合理化事業が対象として取り上げられる。その中で、「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化事業を実施するため、下水道整備により経営に著しい影響を受けるし尿処理業者に対して、事業の安定化のための支援事業について、審議会を設置し意見を求めるべき」という指摘を受けた。

このことを受けて、情報公開の観点から市民に審議過程を知ってもらい、岡山市、協会両者に対して公正な立場からの意見聴取を行う機会を設け、広く市民の立場、公平公正な立場として意見を出してもらうため専門委員会という形をとり、委員会を開催することとなった。

(1) 委員構成 委員7名: 大学教授、弁護士等各分野の専門家、市民団体等の代表ほか

(2) 審議回数 12回(処理施設視察1回を含む)(H15.7.31~H16.3.6)

- (3) 議題 平成16年度以降の合理化事業の内容、過去の支援に対する清算等について
- (4) 報告・提言 岡山市におけるし尿処理業合理化事業の論点整理について(報告)(H15.11.18)
平成16年度以降のし尿処理業合理化事業に関する提言書(H16.1.27)
岡山市の一般廃棄物処理業等合理化事業に関する最終提言書(H16.3.12)

2 平成20年岡山市一般廃棄物処理業等合理化専門委員会の設置

平成19年度に実施された市民事業仕分けの結果、合理化事業についての事業の縮小を求められた。その結果を受けて、支援額の妥当性を中心に議論した。

- (1) 委員構成 委員9名:大学教授、弁護士等各分野の専門家、市民団体等の代表ほか
- (2) 審議回数 4回(H20.8.19～H21.3.15)
現地視察1回(H20.10.10)
- (3) 議題 平成21年度以降の合理化事業の内容、支援額等について
- (4) 提言 平成21年度以降のし尿処理業合理化事業に関する提言書(H21.3.31)

3 平成25年岡山市一般廃棄物処理業等合理化専門審議会の設置

岡山市総合政策審議会条例が平成23年3月に全面改正され、専門委員会は置かないことになったため、設置条例を制定し、新たに「岡山市一般廃棄物処理業等合理化専門審議会」を設置し審議を行った。

- (1) 設置(委嘱) 平成25年6月
- (2) 委員構成 委員10名:大学教授、弁護士等各分野の専門家、市民団体等の代表ほか
- (3) 審議回数 6回(H25.6.5～H26.3.15)
- (4) 議題 平成26年度以降の合理化事業の内容、浄化槽事業に対する支援等について
- (5) 提言 平成26年度以降の合理化事業に関する提言書(H26.4.30)

○ 合理化事業計画

1 合理化事業計画の策定

専門委員会の提言、業界との協定書締結による合意及び岡山市し尿処理業合理化対策会議の協議を経て、合理化事業計画を策定し、岡山県知事の承認を受ける。なお、計画期間内の代替業務の詳細等については、業界との協定書に基づくとともに、毎年度市の担当部局長等で組織する「岡山市し尿処理業合理化対策会議」で決定し、提供する。合理化事業の評価方法としては、代替業務に対する財務諸表の提出と合理化事業の評価書を公表することとする。

2 第1次合理化事業計画の概要(H16.3.25県知事承認)

- (1) 計画期間 平成16年度から平成20年度までの5年間に、総許可台数を33台から5台減車する。
- (2) 対象 影響を受けるし尿処理業者2業者を対象とする。浄化槽清掃業については引き続き検討する。
- (3) 実施方法

項目	内容
1台当たりの支援額	廃車1台当たり5年間で4,600万円
支援額算定根拠	国交省の公共用地の取得に伴う損失補償基準及びその運用方針を参考
減車の確保	廃車しない場合、1台当たり代替業務額の10分の1の違約金
支援策の実施	事業の転換のための援助として、次のような代替業務を提供し、当該業務に必要な

	<p>な知識、技術、経験に留意しつつ転換先の業務として活用する。</p> <p>①下水道汚泥等の運搬処分業務、②下水道処理施設等の清掃作業業務、③下水道処理施設の維持管理業務、④その他本市がし尿処理業者に委託することができる業務</p>
--	--

3 第2次合理化事業計画の概要(H25.9.18県知事変更承認)

- (1) 計画期間 平成21年度から平成25年度までの5年間に、総許可台数を28台から4台減車する(旧市内)。
- (2) 対象 影響を受けるし尿処理業者旧市内2業者、合併地区担当業者を対象とする。浄化槽清掃業については引き続き検討する。
- (3) 実施方法

項目	内容
1台当たりの支援額	<ul style="list-style-type: none"> ・旧市内: 廃車1台当たり5年間で3,950万円 ※廃車1台当たり1,000万円をその提供額に応じて市に返納する(具体的には、各年度の代替業務額を3億9,500万円を除いて1,000万円を乗じた金額とする。) ・合併地区: 旧市内の支援額を基に各地区支援額を算定
支援額算定根拠	第1次計画の補償5項目のうち器具・備品等の売却損に相当する補償、従業員の解雇手当に相当する補償の2項目を適用から外した。
減車の確保	第1次計画と同様
支援策の実施	第1次計画と同様

4 第3次計画合理化事業計画の概要(H27.12.25県知事承認)

- (1) 計画期間 平成26年度から平成30年度までの5年間に、総許可台数を24台から3台減車する(旧市内)。
- (2) 対象 影響を受けるし尿処理業者旧市内2業者、合併地区担当業者を対象とする。浄化槽清掃業については、浄化槽推進施策の実行をもって、浄化槽汚泥に対する合理化事業に換える旨の協定書を業界と締結(旧市内)。
- (3) 実施方法

項目	内容
1台当たりの支援額	<ul style="list-style-type: none"> ・旧市内: 廃車1台当たり5年間で3,950万円 ※廃車1台当たり420万円をその提供額に応じて市に返納する(具体的には、各年度の代替業務額を3億9,500万円を除いて420万円を乗じた金額とする。) ・合併地区: 旧市内の支援額を基に各地区支援額を算定
支援額算定根拠	第2次計画と同様
減車の確保	第2次計画と同様
支援策の実施	第2次計画と同様

5 業界との協定書等

締結日	名称
H16.2.10	岡山市におけるし尿処理業合理化事業の実施に関する基本協定書
H16.2.10	平成16年度以降の合理化事業の実施に関する細目協定書
H16.3.30	平成15年度までの合理化事業の清算及び浄化槽汚泥固液分離業務の位置づけに関する協定書
H21.3.30	平成21年度以降の合理化事業の実施に関する細目協定書

H21.12.22	岡山市におけるし尿処理業合理化事業の実施に関する追加基本協定書
H21.12.22	平成21年度以降の合理化事業の実施に関する変更細目協定書
H23.7.6	灘崎地区における合理化事業の実施に関する基本協定書
H23.12.1	固液分離業務確認書
H25.6.25	瀬戸・御津・建部地区における合理化事業の実施に関する協定書
H26.3.29	平成26年度以降の合理化事業の実施に関する細目協定書
H26.3.29	岡山市における浄化槽汚泥処理業合理化事業の基本協定書
H27.9.1	平成26年度以降の合理化事業の実施に関する変更細目協定書

6 過去の清算

(1) 清算対象車両

昭和55年5月27日付で締結された岡山市環境整備協会とし尿処理業者9社との間の覚書で確認されたし尿収集許可車両の内訳50台と、平成16年度許可更新時33台との差17台。

(2) 清算起点

昭和51年度から昭和56年度までの代替業務については、昭和38年1月に公共下水道旭西処理区の供用開始に伴う業務支援とした。昭和57年度以降は、昭和55年7月に実施された区域調整の翌年、昭和56年度の年間し尿収集量をもとに収集車両1台当たりの標準的な年間収集量(2,327kl)が定められたことを踏まえるものとした。

(3) 清算

80億9,509万円(税抜)をもって、清算対象車両17台全てを清算することで市と協会で合意。

(4) 固液分離業務の扱い

① 平成15年度以前

浄化槽汚泥処理行政を補完する役割を果たしてきたもので、本来の意味の代替業務とは言い難いが、互惠共助の観点から代替業務とする。

② 平成16年度以降

浄化槽汚泥処理行政に貢献している点を評価して本来あるべき位置づけに戻し、代替業務ではないことを市と協会が確認するが、市の財政状況に鑑みて委託業務額の3割を代替業務に準じて算入。

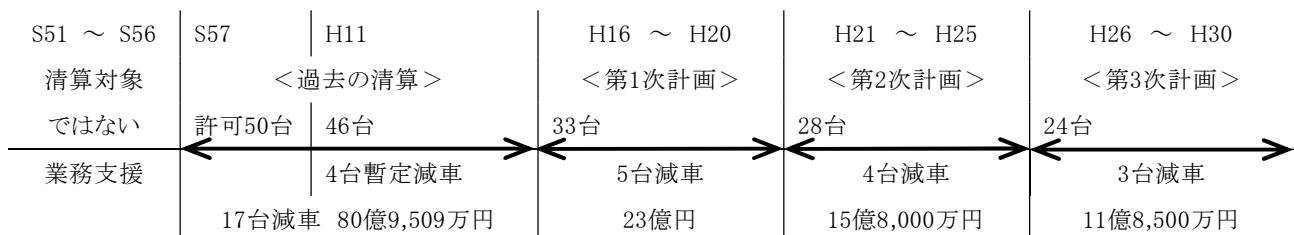
③ 平成24年度以降

処理量の増加に伴い、平成22年度処理量実績値を上回る分については代替業務として算入しないことで協会と確認書を結ぶ。

④ 平成27年度～平成30年度

減車台数の減少に伴い、代替業務提供超過の状態となるため、代替業務への算入割合を3割から1割に変更。

[説明図]



○ 合併地区等の合理化事業

平成17年3月及び平成19年1月の合併により、旧町と各業者が締結した協定書・覚書を市は引継ぎ、合特法の趣旨に則った代替業務等の提供を実施してきたが、平成23年度に灘崎地区における合理化事業計画を策定し、地区担当2業者とも協定書を締結した。また、平成25年度には他の3地区についても合理化事業計画を策定し、それぞれの地区担当業者とも協定書を締結した。

[合理化事業の内容]

項目	灘崎地区	御津地区	瀬戸地区	建部地区
合理化事業計画	H24.3.2県知事承認	H25.9.18県知事承認	同左	同左
協定書・覚書	H23.7.6協定書締結	H25.6.25協定書締結	同左	同左
代替業務	提供中	提供終了	提供中	提供中
業者数	※2社	※1社	1社	※1社

※灘崎地区については2社が対象であるが、内1社は平成25年度をもって代替業務の提供を終了している。

※御津地区については1社が対象であるが、平成27年度をもって代替業務の提供を終了している。

※建部地区については2社が収集業務を行っているが、内1社の担当するエリアは下水道計画がないためその1社については合理化事業の対象としていない。

(用語)

廃掃法・・・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」

合特法・・・「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」

合理化事業計画・・・「岡山市一般廃棄物処理業合理化事業計画」

第1次計画・・・平成16年度から平成20年度の合理化事業計画

第2次計画・・・平成21年度から平成25年度の合理化事業計画

第3次計画・・・平成26年度から平成30年度の合理化事業計画

専門委員会・・・「総合政策審議会岡山市一般廃棄物処理業等合理化専門委員会」

専門審議会・・・「岡山市一般廃棄物処理業等合理化専門審議会」

対策会議・・・「岡山市し尿処理業合理化対策会議」

岡山市環境整備協会・・・し尿処理・浄化槽汚泥処理業者が加入する事業協同組合であり、構成組合員の相互扶助を目的として事業の協同受注等を行う団体。

1 3 1 台当たりの減車支援額等の算定

1 支援額算定の目的等について

(1) 合理化事業計画策定の趣旨

下水道の整備により、し尿処理業者が影響を受け経営が不安定になることで、岡山市のし尿収集体制に支障がでる。市は、直営でのし尿収集を拡大して実施することもできるが、許可による場合よりもコストが高くつくため、合理化事業計画を策定し、し尿処理業者が規模を縮小させ、転業を図りながらも適正な収集が確保できる施策が有効であり、また、市の責務でもある。

(2) 代替業務による支援

合特法には、し尿処理業者を転業支援するための評価基準は定められてなく、各自自治体ごとに任されている。

市は合理化対策事業計画において、し尿処理業者の事業転換のための支援策として代替業務を提供することとし、1台当たりの転業を図るための支援として適当な基準がないため、1台当たりの代替業務提供額から得られる利益相当額（支援額）を算定するための評価手法として営業補償（損失補償）の考え方を参考とするもので、実際に営業補償を実施するものではない。

し尿処理業者は、代替業務をとおして知識、技術、経験等を積み事業転換を図るものであり、関連した業務を、期間を定めて（5年間）提供し、他業者と競争して受注できるようになる機会を与えることにより、市は、その目的を果すものである。

また、金銭による支援ではなく代替業務による支援としたのは、新たな支出を伴わないため、市民負担を回避できるというメリットもある。

2 平成26年度以降の合理化事業計画について

(1) 経過

市は、平成16年度～平成20年度までの5年間の合理化事業計画（第1次）を策定し、2,327kの収集量が減少するごとに収集車1台を減車することとし、減車の発生する業者に対し、1台当たりの支援額を4,600万円とし、代替業務利益率10%として5年間で4億8,300万円（消費税込）の代替業務を提供することで業者と合意し、2業者5台について代替業務を提供した。

次に平成21年度～平成25年度までの5年間の合理化事業計画（第2次）を策定し、減車の発生する業者に対し、1台当たりの支援額を3,950万円とし、代替業務利益率10%として5年間で4億1,475万円（消費税込）の代替業務を提供することで業者と合意し、2業者4台の減車について代替業務を提供した。なお、業界と協議の結果、廃車1台当たり1,000万円をその提供額に応じて岡山市に返納することになった。

平成26年度～平成30年度までの5年間の合理化事業計画（第3次）を策定するに当たっては、以前と同様に学識経験者等をメンバーとする専門審議会を組織し協議を行い、減車の発生する業者に対し、1台当たりの支援額を3,950万円とし、代替業務利益率10%として5年間で4億2,660万円（消費税込）の代替業務を提供することで業者と合意し、2業者3台の減車について代替業務を提供している。なお、業界と協議の結果、浄化槽設置推進協力金として廃車1台当たり420万円をその提供額に応じて岡山市に返納することになった。

(2) 支援額の算定

1台当たりの支援額を算定するために、市では「国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準」を補償項目についての考え方の根拠としている。以下4(3)で説明するが、平成16年度～平成20年度までの5年間の計画（第1次）では、1 営業権に相当する補償、2 器具・備品等の売却損に相当する補償、3 従業員の解雇予告手当

に相当する補償、4 転業に必要とする期間中の従前の収益相当額の補償、5 離職者補償の5項目としていた。前回（第2次）及び現在（第3次）の計画では、2については、税制改正により原価償却資産の残存価格が廃止され、耐用年数経過時に残存簿価1円まで償却可能となるため算入をしない。また3については、合理化事業計画は計画的に台数を減らしていくため、30日以内に解雇することは考えられないため算入しないこととし、営業権に相当する補償、転業に必要とする期間中の従前の収益相当額の補償、離職者補償の3項目とした。

以下、岡山市の1台当たりの減車支援額の算定について説明する。

3 支援額算定の評価手法としての営業補償の考え方

(1) 営業補償とは

公共事業の施行による土地等の取得又は土地等の使用に伴い、通常生ずる営業上の損失を補償しようとするもので、想定される損失補償を見積もり損失項目を積み重ねることにより補償額が確定する。

(2) 営業補償で対象とする損失

公共事業が施行されなかったら当然そこで得ていたであろう通常の営業活動により得ていた利益に対する損失であり、事業の施行により通常生ずる損失補償といえる。

(3) 営業補償額算定の基準（一般補償）の3類型

① 営業廃止の補償

土地等の取得又は使用に伴い、営業を継続することが不可能と認められるときに行われる補償。

② 営業休止の補償

土地等の取得又は土地等の使用に伴い営業を一時休止する必要が認められる場合及び営業を休止することなく仮営業所を設置して営業を継続することが必要かつ相当であると認められる場合における営業休止又は仮営業期間中に通常生ずるであろうと想定される損失補償。

③ 営業規模縮小の補償

営業用建物の敷地の取得又は使用に伴い営業用建物の規模を縮小して残地に存置させることが通常妥当と判断される場合の補償であり、その移転工法は、改造工法又はその規模を縮小しての構内移転をする場合に認定される。

4 1台当たり減車支援額算定の適用基準等

(1) 適用基準

1台当たりの減車支援額は、「国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準（平成13年1月6日 国土交通省訓令第76号）（以下「補償基準」という。）を補償項目についての考え方の根拠とし、その運用方針を積算の参考とする。補償基準第47条（営業補償の廃止）に基づき、補償項目等は以下に示す通りとする。

(2) 適用基準の理由

下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業（し尿処理業）に係る補償については、特に準拠すべき補償の基準がなく、公共事業の施行という観点から「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」（昭和37年6月29日閣議決定）、「公共用地の取得に伴う損失補償基準」（昭和37年10月12日用地対策連絡会決定。以下「用対連基準」という。）の考え方等を準用し、補償項目及び積算方式については、具体的に明示された「国交省基準」及びその運用方針を参考とした。

注）用地対策連絡会（略称：用対連）

中央用地対策連絡協議会、用地対策連絡会全国協議会、関東地区用地対策連絡協議会等の総称

公共・公益事業を実施する起業者の集まりであり、各起業者間において補償内容等に関する情報の交換、損失補償基準の運用についての調整を行うとともに、損失補償に関する研究、調査を共同して行う等、横のつながりを図る組織

(3) 営業補償額算定の該当基準

岡山市のし尿の収集・運搬については、直営と許可業者で区域割をおこない、許可業者は許可区域において事実上独占的に営業ができ、また、台数を限定（現在21台）して許可している。岡山市が下水道の整備等を推進すること（公共事業の施行）によって、各社1台ごとの収集区域も通常定められた中で業務が行われている現状から、1台ごと営業権があると想定し、1台当たりの収集業務が縮小され、合理化事業計画により収集量に応じて許可台数を減少させることになれば、1台当たりの営業を継続することが不可能となり、営業廃止の補償要件に該当すると考え、支援額算定の参考とした。

<補償項目等>

補償項目	基本的な積算方法
1 営業権に相当する補償	<p>[市場で取り引きされている場合] 営業権の正常な取引価格</p> <p>[市場で取り引きされていない場合] 営業権(E) = 年間超過収益額(R) ÷ 年利率(r) 年間超過収益額(R) = 過去3年間の平均収益額 - (年間企業者報酬額 + 自己資本利子見積額)</p>
器具・備品等の売却損に相当する補償	<p>売却損補償額 = 現在価格 - 売却価格</p> <p>一般的に補償額は、現在価格の50%を標準とするが、H19.4.1の税制改正により、原価償却資産の残存価格が廃止され、耐用年数経過時に残存簿価1円まで償却可能となるため、算入しない。</p>
従業員の解雇予告手当に相当する補償	<p>解雇予告手当 = 従業員の平均賃金 × 30日以上</p> <p>合理化事業計画は計画的に台数を減らしていくことなので、30日等の事前通告は必要ないため、算入しない。</p>
2 転業に必要とする期間中の従前の収益相当額の補償	<p>従前の収益相当額 = 従来営業収益 × 2年以内</p> <p>従来営業収益 = 売上高 - 必要経費</p>
3 離職者補償	<p>補償額 = 賃金日額 × 補償日数 - 失業保険金相当額</p>

1 営業権に相当する補償

[営業権の説明]

営業権等には、行政庁の免許に基づき他に独占して利益を受ける場合と商法上の「暖簾（のれん）」とがあり、企業のもつ営業上の収益力が他の業種の平均的な収益力と比較して超過している場合、その超過している部分（超過利潤）を生む原因となっている一種の無体財産権で、し尿処理業の場合前述したように、独占的分野が保持されている将来の超過収益力を資本化した価値といえる。

減車する業者に対し、車両1台分のし尿処理業の権利等に対して対価を補償する。
し尿処理業は、その営業権の取引価格が特に定められていないため、補償基準に準じた方法（将来生むと期待される超過収益の現在価値の総和を求めるもので、算定方法としては8%の利率で資本還元して求める）で、年間収益額を年利率を用いて資本還元した金額を取引価格とし、この額を補償額とする。

$$\begin{array}{rcll}
 \text{〔計算式〕} & \text{①} & \text{②} & \text{③} \\
 & \text{1台当たりの標準年間売上高} & \times \text{利益率} & \div \text{年利率} \\
 & 23,560,164\text{円} & \times 10.0\% & \div 8\% = 29,450,205\text{円} \\
 & & & \rightarrow 29,450,000\text{円}
 \end{array}$$

- ① 平成17～19年度の6業者全体の各年度売上高を各年度の必要（計算）台数で割り、3年間の平均額で算定する。
 $\{(780,877,450 \div (392\text{台} \div 12\text{ヶ月})) + 755,128,469 \div 32\text{台} + 714,664,678 \div (370\text{台} \div 12\text{ヶ月})\} \div 3 = (23,904,412 + 23,597,765 + 23,178,314) \div 3 = 23,560,164\text{円} / \text{1台}$
- ② 現行料金を算定した際の利益率（必要経費の10%）
- ③ 補償基準第47条第1項第1号、損失補償取扱要領第21条4号の規定により8%を準用

2 転業に必要とする期間の収益相当額の補償

営業廃止の補償は、営業を廃止し転業をすることを前提とする補償であり、転業し軌道に乗るまでの期間に対応する従前の収益相当額を補償する必要がある。

減車をすることとなる業者が、車両1台分の業務減少に伴い転業を行うことを想定して、転業に通常必要とする期間中の収益相当額を算定する。

$$\begin{array}{rcll}
 \text{〔計算式〕} & \text{①} & \text{②} & \text{③} \\
 & \text{1台当たりの標準年間売上高} & \times \text{利益率} & \times \text{転業に通常必要とする期間} \\
 & 23,560,164\text{円} & \times 10.0\% & \times 2\text{年} = 4,712,033\text{円} \\
 & & & \rightarrow 4,712,000\text{円}
 \end{array}$$

- ① 1①のとおり
- ② 1②のとおり
- ③ 補償基準第47条第1項第4号、運用方針第32-6の規定により2年とする。

3 離職者補償（転業者等補償）

解雇する従業員に支払う補償であるが、今回の目的は転業支援であり、業者・従業員に知識・技術・経験等を積ませるためのものであり、業者の業務転換のための投資及び従業員の教育等に於ける転業者等補償としている。

解雇する従業員に対して離職者補償を算定する。

$$\begin{array}{rcll}
 \text{〔計算式〕} & \text{①} & \text{②} & \text{③} & \text{④} \\
 & \text{(職種別平均賃金日額} \times 100\% \times 279\text{日)} & - & \text{(雇用保険日額} \times 180\text{日)} \\
 \text{運転手} & (15,500\text{円} \times 279\text{日}) & - & (7,750\text{円} \times 180\text{日}) & = 2,929,500\text{円} \\
 \text{作業員} & (12,800\text{円} \times 279\text{日}) & - & (6,400\text{円} \times 180\text{日}) & = 2,419,200\text{円} \\
 & & & \text{計} & 5,348,700\text{円} \\
 & & & & \rightarrow 5,348,000\text{円}
 \end{array}$$

- ① 平成20年度公共工事設計労務単価（岡山県）から算定
 運転手：特殊運転手、作業員：普通作業員
- ② 運用方針第54の規定により職種別平均日額の100%とする。
- ③ 補償基準第68条、運用方針第54に規定する期間は1年以内で、279日（処理場搬入可能日）とする。
- ④ 失業期間中に支払われる雇用保険日額（職種別平均賃金日額×50%：雇用保険法第16条）
- ⑤ 雇用保険法第23条の規定により180日とする。

< 1台当たりの減車支援額 >

1	営業権に相当する補償	29,450,000円
2	転業に必要とする期間の収益相当額の補償	4,712,000円
3	離職者補償	5,348,000円
		<hr/>
		39,510,000円
		→ 39,500,000円

5 代替業務額の算定について

代替業務利益率について、岡山市の代替業務の多くを占める下水道局関連の委託業務は、全国で概ね同様な積算基準でのもとに積算されており、利益率を 10 %としている都市が多く、合理化事業の効果に関する評価書の営業利益率の平均も 10 %に近いものとなり、10 %とする。

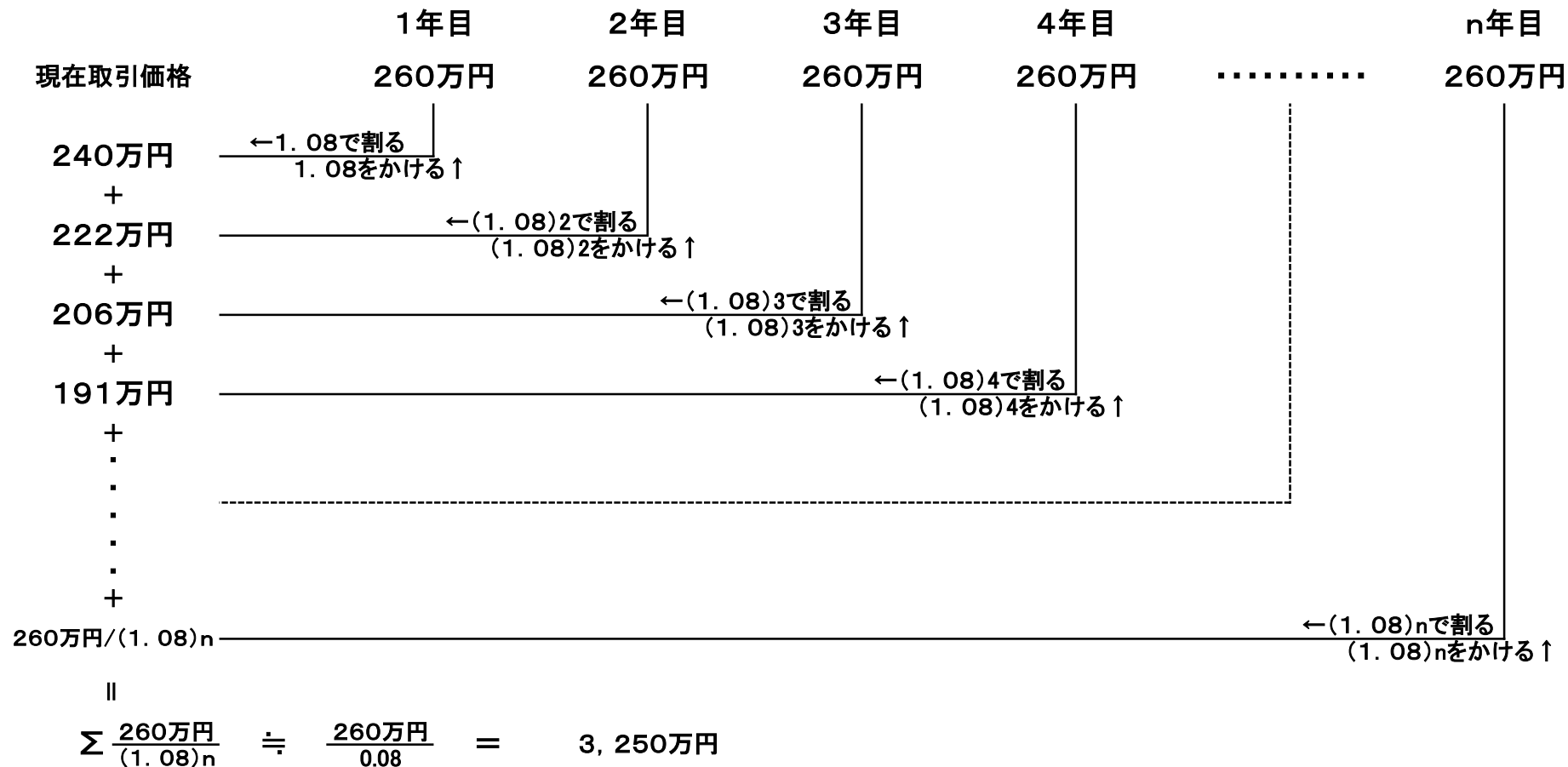
$$39,500,000 \text{ 円} \div 10 \% \times 1.08 = 426,600,000 \text{ 円}$$

→ 426,600,000 円

1台当たりの代替業務額 426,600,000 円

14 「1台当たりの営業権の取引価格」を算定する考え方

～なぜ「1台当たりの年間利益260万円を年利率8%で割る」と「1台当たりの営業権の取引価格」が算定できるのかについて～



「将来にわたって年間260万円の利益を上げ続けることができる」という営業上の地位ないし利益(営業権)を買い取るにはいくら必要か